

意思伝達装置申請の流れ（難病での申請）

- ① 補装具費支給意見書（重度障害者用意思伝達装置）、処方箋を身体障害者福祉法第15条による指定医に書いて頂き、申請書・カタログ、見積書、特定疾患医療受給者証の写しと合わせて高松市に提出。
(意見書作成の際、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患の症状があることを盛り込んでください)
- ※ 書類提出後、高松市が香川県に判定を依頼します。
なお、書類が提出された際には高松市側からも聞き取り調査がございます。
↓
- ② 後日、高松市と香川県の職員がデモ機の操作確認のため、ご本人様の元に調査に伺います。
↓
- ③ 香川県からの判定後に、高松市から決定通知と支給券が届くので、業者に印鑑と一緒に持つて行き、支給券と品物を交換する。
- ※ 香川県の判定結果が出るまでは、日数がかかりますので、予めご了承下さい。
↓
- ④ 商品納品後、本番機での操作確認のため、再度、高松市と香川県の職員がご本人の元に調査に伺います。

(補足)

- ※ 決定前に意思伝達装置を購入すると、補助の対象外になります。
- ※ 高松市に書類を提出する際は、郵送可能です。
- ※ 利用者の負担は、原則としてかかる費用の1割になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。
- ※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。
- ※ 不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課まで、御連絡ください。

〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号
高松市 障がい福祉課
TEL 839-2333
FAX 821-0086